平成２８年（フ）第２１３１号
大阪府高槻市緑町17番10号
破産者　梅園　和弘
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５５号
大阪市都島区都島北通２丁目８番24号
破産者　荒瀬　栄一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３８号
大阪府富田林市中野町西２丁目273番　医療法人春秋会介護老人保健施設きし、住民票上の住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―205号
破産者　池田　憲彦
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―710号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番10―202号
破産者　大北　　博
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５号
大阪市都島区都島南通２丁目７番12―501号、開始決定時の住所兵庫県川西市平野１丁目14番17号
破産者　中田　淳平
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番13―104号
破産者　草刈　雅代
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
兵庫県川西市日高町６番16号206、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目２番11号
破産者　倉垣　玲子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番２－Ｂ308、開始決定時の住所兵庫県伊丹市寺本５丁目153番地
破産者　山本幸太郎
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
兵庫県伊丹市寺本４丁目80番地５―307号
破産者　河久保友子（旧姓濱口）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
兵庫県姫路市豊富町御蔭67番地　甲南興業社員寮２Ｆ
破産者　アガホカメラ・スタジオことアガホカメラスタジオこと　寺尾　幸秀
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６８号
鳥取県境港市新屋町454番地１、前住所島根県出雲市湖陵町二部885番地
破産者　持田　広志
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１７７号
岡山県倉敷市南町８番20号
破産者　舟橋　　進
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
岡山県倉敷市玉島勇崎939番地
破産者　吉田　昌弘
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
北九州市若松区修多羅２丁目４番６―502号
破産者　オール田渕こと　田渕　門善
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７１号
北九州市八幡東区山王２丁目１番25―201号
破産者　岡本　伸二
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４８号
熊本市東区小山２丁目１番６号　キングダム小山202、旧住所熊本市東区小山６丁目３番６号　303号
破産者　木村　可奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
熊本市中央区出水６丁目１番１号、開始決定時の住所熊本市南区砂原町451番地４
破産者　紫垣　良二
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
北海道岩見沢市志文町208番地９
破産者　木本　光輝
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５９号
北海道苫小牧市末広町１丁目12番１―422号
破産者　佐藤絵美子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部